

04 総務省（構造改革特区22次提案 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1003010	車両の臨時運行許可番号標貸与の際に保証金を納付させるようにすること。	臨時運行許可番号標の貸与の際、保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時には保証金を返還、返納期限を超過した場合には保証金を市町村で収納することを可能とする。	<p>【提案に至った背景】 法定受託事務として市区町村が行っている臨時運行許可事務について、貸与した番号標が期限までに返納されない事案が増えている。 未返納者に対しては電話や督促状、訪問回収などを行っているが、打つべき手が乏しいのが現状であり、何度も未返納を繰り返す悪質な人もおり、対応に苦慮している。</p> <p>【提案内容】 臨時運行許可番号標の貸与の際、手数料と併せて保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時に保証金を返還、返納期限を超過した場合は保証金を市町村で収納することを可能とする。 保証金の金額については、督促事務にかかる電話代や郵便代、番号標の作成費用から算出したものとする。</p> <p>【提案実現により得られる効果】 ・返納遅延の未然防止 ・有効期限満了後の不正使用の防止 ・督促事務に携わる職員の事務軽減</p> <p>【予想される弊害等への対応】 「保証金を払っているのだから、返納を遅延してもよい」と考える人が発生することが懸念されるが、それ以上に、保証金制度を導入すること自体が期限内の番号標の返納を啓発する大きな効果があると考えられる。</p> <p>【その他】 未返納者に対しては道路運送車両法第108条に罰則の規定があることは承知しているが、罰則の適用はあくまでも未返納が発生した事後の対応であるため、未返納を未然に防止する対策が必要である。また、実際に罰則の適用を促すための措置を行うためには煩雑な法的手続きをとる必要があるため、多くの未返納が発生している現状では、現実的に困難である。</p>		個人	静岡県	国土交通省 総務省
1019010	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例（法259条の2）」の適用除外	地方公共団体の長が、当該地方公共団体の市議会議員選挙の選挙日に合わせて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。 なお、本特例の適用に当たっては、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、受理された者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。	<p>【実施内容】 公職選挙法（以下、「法」という。）第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。 本提案は、地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用せず、任期を通常と同様に選挙の日から起算することを求めるものである。 なお、自己の選挙等を有利に導くことを目的として、当該特例措置を利用することを抑止するため、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。 選挙管理委員会による判断基準としては、①選挙の一定期間前（1年間等）に申請がなされていること、②選挙公報に明記されていること、などを想定している。</p> <p>【提案理由】 本提案は、選挙に対する市民の意識・関心を高めるとともに、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。 具体的な効果としては、以下の2点が挙げられる。 ①投票率の向上 ②選挙に係る経費の大幅な削減</p>		鎌倉市 所沢市	神奈川県 埼玉県	総務省

04 総務省（構造改革特区22次提案 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1023010	期日前投票所の開閉時刻緩和特区	現行法で規定されている期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、通勤時間帯(早朝・深夜)にも投票できるようにする。	期日前投票をする人の割合は年々増加しており、投票日は都合が悪いが投票したいという有権者のニーズの高さを示しているが、仕事が忙しくて期日前投票に行けない有権者も多いことが予想され、箕面市も大阪のベッドタウンとして都市圏への通勤者が多いことから、出勤時や帰宅時を主なターゲットとして、駅周辺に期日前投票所を設置し、通勤時間帯(早朝・深夜)にあわせて、午前8時30分より前、午後8時より後に投票できるようにすることで、有権者のニーズに応え、投票率の維持・向上につながると考えている。		箕面市	大阪府	総務省
1025010	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関して、「民間事業者にコミュニケーションサーバ端末の操作を一部認める」規制緩和措置  (民間事業者に委託することができる業務の拡大)	住民基本台帳関係事務に係る「コミュニケーションサーバ端末の操作」は、現在民間事業者に認められていないことから、民間事業者が行うことができる業務の範囲内において、事務処理上必要となる一部の操作を、厳格な操作制限や守秘義務を定めて行うことができるよう規制緩和の措置を求めるもの。	【実施内容】 この提案で民間事業者に対して、コミュニケーションサーバ(CS)端末の操作を認める範囲(規制緩和する範囲)は、CSの「業務メニュー」中、①「本人確認情報検索」、②転入届の特例に係る「転入(住基カード)」、③広域住民票の写しに係る「広域交付依頼入力」・「広域交付依頼結果」等、窓口業務で事務処理上最低限必要となる操作である。また、CS端末の操作は、個人情報保護や守秘義務が強く求められることから、「操作者ICカード」「暗証番号」によって使用制限をかけ、民間事業者の操作者も責任者等に限定する等、厳格な運用と守秘義務を課した上で民間事業者が取り扱えるようにするものとする。 【提案理由】 住民基本台帳関係事務については、民間事業者が行える「業務の範囲」が総務省(通知)に定められているが、この事務を執行するにあたり必要不可欠な操作である「CS端末の操作」が民間事業者は制限されている。他方、CS端末の操作が必要な申請等を受けた場合は、CS操作部分を職員が行うため、一連の事務を民間事業者と市の職員が混在して行う形態になり、これが労働者派遣法に抵触する「偽装請負」に関する問題として指摘されている。このような制限や二度手間により事務フローが複雑化し、処理時間が長くなる等の弊害が生じており、民間委託の利点が十分に引き出せていない。今回の提案は、「民間事業者によるCS端末の操作」について、その操作者を限定し、かつ、使用範囲も限定して認める「規制を一部緩和する」ものであり、一層の民間活用による公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を目指すものである。詳細は別添参考資料のとおり。		市川市	千葉県	総務省

04 総務省（構造改革特区22次提案 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1026010	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃（コンビニ店頭での申込・クレジット収納ツールの構築）	ふるさと納税など、自治体側があらかじめ使途目的を明確化し、かつ、負担付寄附でない旨を明示した寄附金に限って、地方自治法第243条の「私人による公金取扱の制限」の対象外としていただきたい。	<p>コンビニ店頭端末による収納代行ツールを活用し、店頭で寄附の申込からクレジット決済まで完結する仕組みを構築することで、寄附者の利便性向上と効果的な寄附獲得に取り組みたい。</p> <p>提案理由：                      ○ ふるさと納税によって寄附が貴重な財源となりつつあるが、税などとは性格が異なるため、その獲得にも従来とは違った手法が求められる。このため、自治体が不得手な地域外の顧客掘り起しについて、例えば全国に店舗を有するコンビニを活用できれば効果的である。                      ○ だが、私人による公金取扱いは原則禁止され、例外的に指定代理納付及び収納委託が認められているのみである。コンビニ収納は収納委託、クレジット決済は指定代理納付と各々別個の制度だが、一連の事務の中で双方切り分けての適用は不可能であり、仮にできて契約・収納・情報收受などで自治体も事業者側も二重の事務を強いられ、非効率である。                      ○ そもそも現行の私人による取扱制限は公金の公平・公正を意図したものと思われるが、寄附金は税など「法令で決まった額を義務として」納入するものではなく納付の是非も額も寄附者の自発的意思に基づくため、この制限の対象外としていただきたい。</p> <p>代替措置：                      ○ 「負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄附金を負担付寄附ではないことがあらかじめ明確なものに限定すれば排除可能である。                      ○ 「収納委託によらなければ寄附控除に必要な情報の提供が担保されない」との懸念も考えられるが、法令等の定めがなくとも相互の契約や約款等で担保可能であり、仮にそれで不十分なら緩和措置の要件とすればよいと考える。</p>		佐賀県	佐賀県	総務省
1026020	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃（送金サービスを活用した携帯電話での申込・決済ツールの構築）	ふるさと納税など、自治体側があらかじめ使途目的を明確化し、かつ、負担付寄附でない旨を明示した寄附金に限って、地方自治法第243条の「私人による公金取扱の制限」の対象外としていただきたい。	<p>資金移動業者による携帯電話での送金ツールを活用し、申込と同時に決済可能な仕組みを導入することで、寄附者の利便性向上と効果的な寄附獲得に取り組みたい。</p> <p>提案理由：                      ○ ふるさと納税によって寄附が貴重な財源となりつつあるが、税などと異なってその獲得には創意工夫が必要であり、例えば全国に多数の顧客を有する携帯電話を活用できれば効果的である。                      ○ だが、私人による公金取扱いは原則禁止され、例外的に指定代理納付及び収納委託が認められているのみである。資金移動業は銀行法の例外として為替取引（隔地間送金サービス）を営んでおり、これは送金者側の依頼に基づくため、自治体側（受取側）からの収納委託になじまない。また、収納手段として事前の専用口座への入金とともに事後の携帯料金との合算払いも提供しており、仮に前者を収納委託、後者を指定代理納付として扱うにも、一連の事務の中で双方切り分けて適用するのは非効率で現実的ではない。                      ○ 現行の私人による取扱制限は公金の公平・公正を意図したものと思われるが、寄附金は納付の是非も額も寄附者の自発的意思に基づくものであるため、この制限の対象外としていただきたい。</p> <p>代替措置：                      ○ 「負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄附金を負担付寄附ではないことがあらかじめ明確なものに限定すれば排除可能である。                      ○ 「収納委託によらなければ寄附控除に必要な情報の提供が担保されない」との懸念も考えられるが、法令等の定めがなくとも相互の契約や約款等で担保可能であり、仮にそれで不十分なら緩和措置の要件とすればよいと考える。</p>		佐賀県	佐賀県	総務省